

第4回研究会における検討事項

第1 株主総会に関する規律の見直しについて（バーチャルオンリー型株主総会を除く）

1 総論的な検討の視点

一般的な視点として、会社法制において、時代とともに低減していくことが見込まれるものの、ゼロとはならないデジタルデバイドの株主の存在及びその利益を、どのような視点・時間軸で、どのように考えていくべきか。また、株主総会関連の規律について、定款自治の在り方をどのように考えていくべきか。

2 電磁的方法による株主総会の招集の通知に関する規律の見直し

電磁的方法による招集通知の送付の規律（会社法第299条第3項）については、会社及び株主双方において手続が煩雑であるために、利用が進んでおらず、特に上場会社との関係では、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始しても、株主総会の招集通知を書面で発送することとなり、そのことが株主総会のデジタル化を妨げているとの指摘がある。

法改正を通じて、電磁的方法によって株主総会の招集の通知を発することを容易にすることについて、どのように考えるか。

3 議決権の行使の方法に関する規律の見直し

書面投票制度及び電子投票制度に関して、会社法及びコーポレートガバナンス・コード上、それらの重複採用が求められている上場会社においては、重複感の強いものとなっているとの指摘があり、議決権の行使の方法については書面から電磁的方法によることを前提とした法制度に改めるべきであるといった意見もある。

書面投票制度と電子投票制度に係る規律を見直すことについて、どのように考えるか。

4 書面交付請求制度の見直し

令和元年改正会社法で創設された株主総会資料の電子提供制度に関しては、運用が開始されてからも、株主からの書面交付請求があることを前提として従前と同様に株主総会資料を書面で用意すること（フルセットデリバリー）になったり、書面交付請求等に対する体制を整えたりするなどの負担があるため、将来的に書面交付請求制度の廃止を求める意見も出されているところである。

株主総会資料の電子提供制度に係る書面交付請求制度の見直しについて、どのように考えるか。

第2 新株予約権に関する規律の見直しについて（続き）

主にスタートアップ企業において柔軟に従業員等に対するストックオプションを発行できるようにすべきといった指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

新株予約権の規律の見直しを行うとした場合には、どのような方向で検討をすべきか。

第3 その他

そのほかに検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。